

ひきこもり等支援団体支援事業支援金（Q & A）

R5. 12. 20

R5年度 ひきこもり等支援団体支援事業支援金全般について		
1	ひきこもり等支援団体支援事業支援金の目的はなにか。	物価高騰等に直面し、活動に支障が出ているひきこもり等支援団体に対して、不登校やひきこもり等で悩む方やその家族の支援活動の継続を支援することを目的としています。
支給対象について（第2条・第3条関係）		
2	「不登校やひきこもり」に特化した団体ではないが、支給対象になるか。	不登校やひきこもりに特化していなくても、ひきこもり等への支援が活動内容として明確に位置付けられている非営利団体が対象となります。
3	物価高騰により、利用者からの利用料金を値上げして対応しているが、支援金の対象になるか。	活動が継続できるのであれば、利用料の値上げの有無は問いません。但し、利用料値上げによる利用者減や活動休止等を防ぐことも支援金の目的のひとつであり、適切に支援金を使用していただく必要があります。
4	株式会社で、営利目的支援事業の一環としてひきこもり支援を行っているが、対象になるか。	営利目的の場合は、対象外です。 自主的で、営利を目的としない、社会に貢献する活動を行う団体が対象となります。
5	ひきこもり等の対象者が、子ども・若者に限らず、高齢者の方の利用が多いが、支給対象となるか。	高齢者だけでなく、子ども・若者のひきこもり等支援も行っているのであれば、支援金の支給対象となります。 後期高齢者のみを対象としている場合など、支給対象にならない場合がありますので、不明な場合は、県青少年課調整グループ（電話：045-210-3835）までお問合せください。
6	どの程度の頻度で活動すれば、支給対象となるか。	活動の頻度を支援金の支給要件とはしませんが、今年度の活動予定や活動実績がある団体が対象となります。
7	現在活動していないが、支給対象となるか。	支給申請時点で活動されていて、かつ、今年度末まで活動される場合に対象となりますので、支給申請時点で活動していない場合は支給対象外となります。 また、支給申請時点で活動している場合でも当該年度末前で活動を休止・停止等する場合は、速やかに県へご報告ください。
8	市町村や民間団体から補助を受けている場合も、対象となるか。	本支援金の対象事業に関して、市町村や民間団体から補助などの財政支援を受けている場合でも対象となりますが、市町村や民間団体からの補助金の要綱等をご確認いただき、本支援金によって、補助対象外とならないようご注意ください。

9	事務室（申請者）は他県に所在しているが、オンラインで全国の対象者に向けて相談事業を行っており、神奈川県民の相談者も多数いるが、支給対象になるか。	活動場所が他県になるため、対象外です。
---	--	---------------------

支給条件について（第4条関係）		
10	県教育委員会のホームページへは掲載してもらっているが、県青少年相談支援情報サイトへの掲載は必須か。	必須です。県青少年センターのホームページ内にもフリースクールを紹介をしているので、支援団体登録及び県青少年相談支援情報サイトへの掲載についてご協力ください。
11	「県青少年相談支援情報サイト」とは何か。	ひきこもりや不登校を支援するNPOなどの団体、フリースクールなどの活動内容や活動場所等を掲載している県のホームページです。県青少年センターが運営しています。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ch3/cnt/nposupport/npo/index.html
12	まだ青少年センターへの支援団体登録をしていないが、申請可能か。	登録済みの団体はもちろん、今回申請と同時に「支援団体整理票」をご提出いただければ、支援団体登録及びホームページへの掲載手続きへ進みますので、これをもって、申請可能となります。
13	新規で支援金の申請を検討しているが支給を受けられなかった場合も支援団体登録されてしまうのか。	支援金の支給申請時に「支援団体整理票」をご提出いただきますが、実際の登録は支給決定後に行います。不支給となった場合は、改めて登録の希望の有無を確認させていただきます。
14	「県青少年相談支援情報サイト」に掲載すると、どうなるのか。	団体の名称、開催場所及び開催頻度等が掲載されます。支援を必要としている人が、利用しやすいよう、連絡先や団体ホームページも掲載します。 かながわ子ども・若者相談センター（青少年センター内に設置）に相談のあった支援を必要とする方へ、登録団体の紹介をすることもあります。
15	「県青少年相談支援情報サイト」に掲載するには、パソコン操作などが必要か。	「支援団体整理票」のご提出を受けて、県が作業を行い、登録しますので、パソコン操作などをお願いすることはありません。
16	県指定の広報チラシとはどのようなものか。	子ども・若者や保護者の方向けの相談窓口などをお知らせする内容などです。
17	広報チラシはどのようにして入手すればよいか。	支援金を支給することを決定した場合に、ひきこもり等支援団体支援事業支援金支給決定通知書とともに送付、または別途県から送付します。

支援金の支給額について（第5条関係）		
18	団体は1つで「複数の場所(拠点・施設)」で活動する計画だが、この場合は、拠点ごとに申請できるか。	本支援金では、1回の募集で1団体あたり1回の申請を限度としています。拠点が複数あった場合でも、1団体として申請してください。
申請書類について（第6条関係）		
19	記入方法が分からない。	記入例をホームページや電子申請システム(e-kanagawa)に掲載していますので、ご参照ください。
20	支援金振込先口座の名義人はだれでもよいか。	申請団体名義の口座がある場合は申請団体名義の口座、ない場合は申請団体代表者の個人口座や会計担当者の個人口座等としてください。 申請団体名義ではない口座を振込先とする場合は、申請団体からの委任状が必要となります。委任状は県ホームページ「ひきこもり支援ポータルサイト」や電子申請システム(e-kanagawa)に掲載しています。
21	申請の様式等はどこで手に入るか。	申請の様式等は県ホームページ「ひきこもり支援ポータルサイト」もしくは電子申請システム(e-kanagawa)のページからダウンロードしてください。インターネット環境が整っていない等の理由で様式等の郵送を希望される場合は、お手数ですが、県青少年課調整グループ（電話：045-210-3835）までお問合せください。
22	申請すれば、必ず支給を受けられるのか。	本支援金は、認められた予算内で支給します。そのため、募集に対して申請件数が多い場合は選考により支給を決定します。また、支給要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合は支給できません。
23	既に支援団体整理票を提出しているが、再度提出する必要があるか。	提出されている場合、再度提出の必要はありません。 但し新規申請団体の場合、団体規約に関しては、支援団体整理票の有無にかかわらずご提出ください。
24	活動実績と予定の記載について、過去の実績はどの程度記載したらよいか。	令和5年度内の実績と予定(計画)を記載してください。 活動した内容・回数・参加人数などを想定しています。 事業内容が多岐にわたる場合等、別途資料を提出いただいても結構です。

活動の報告について		
25	活動報告は必要か。	報告は必要ありません。
26	支援金の支給を受けた場合、支援金の使途を県に報告する必要はあるか。	支援金の使途を県に報告していただく必要はありません。
その他		
27	支援金の支給は、申請書類の到着順で決定されるのか。	本支援金は、募集期間終了後、審査及び選考の上、支給不支給を決定します。到着順ではありません。
28	申請審査はどのように行うのか。	申請書類に提出漏れがないか、県が設定する支給要件に合致しているかといった形式面の審査に加え、以下の点を考慮項目として、審査します。 ・活動実績・活動計画に問題がないか 等
29	支援金受領後、諸事情により活動を一切行わないことになった場合、支援金の返還が必要か。	支援金受領後、少なくとも今年度中は活動を実施していただくことが条件となっているため、何も活動しなかった場合は、支援金を返還していただくことになります。活動の継続が困難となった場合は、速やかに県青少年課へ申し出てください。
30	「ひきこもり支援ポータルサイト」が見つかりません。	・検索エンジンで「神奈川県 ひきこもり支援ポータルサイト」と検索してください。 ・神奈川県庁トップページ→分類から探す→「健康・福祉・子育て」→「福祉」→「生活援護・自立」→「ひきこもり支援ポータルサイト」からも入れます。 ・神奈川県庁トップページ→組織で探す→福祉子どもみらい局→青少年センター→「所属 PR ページ」→「各課のご紹介」→「青少年サポート課」→「ひきこもり」からも入れます。
31	「県青少年相談支援情報サイト」が見つかりません。	・検索エンジンで「神奈川県 青少年相談支援情報サイト」と検索してください。 ・神奈川県庁トップページ→組織で探す→福祉子どもみらい局→青少年センター→「所属 PR ページ」→「各課のご紹介」→「青少年サポート課」→「NPO 等団体のことを知りたい」→「青少年サポートプラザ」→「神奈川県青少年相談支援情報サイト(ひきこもり・不登校等で悩んでいる方への情報)」からも入れます。